

危機管理マニュアル 主催大会編

(目的)

第1条 このマニュアルは、日本アイスホッケー連盟（以下、「本連盟」）が主催する大会において発生しうる事故・紛争・トラブル等の事態により生ずる競技者を始めとする関係者の身体、精神、財産への脅威を未然に回避し、仮に回避できなかった場合でも適切な対策により被害を最小限に食い止めることを目的とする。また、主催大会において危機に該当する事象が発生した際の被害の拡大の防止、事実の確認、善後策の実施、関係者への説明・謝罪、再発防止策の策定等を迅速に行うことによって本連盟の理念を追求する活動を継続し、信頼を回復することを目的として必要な措置を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において危機とは次のものとする。

- (1) 自然災害
- (2) 事故・設備不良
- (3) 疾病
- (4) 犯罪、不審者、不審物
- (5) スポーツインテグリティを毀損する行為
 - ① 体罰・暴力
 - ② パワーハラスメント・セクシャルハラスメント
 - ③ ドーピング
 - ④ 意図的敗退行為
 - ⑤ その他スポーツのインテグリティを毀損する行為

(基本方針)

第3条 主催大会に際して想定し得る危機に対して十分な準備をもって臨むことを第一とし、仮に危機が発生した場合でも被害を最小限に留めることを最優先とする。また危機終息後すみやかに事実確認から再発防止策の策定に至る一連の対応を速やかに講じる。

(事前確認)

第4条 主催大会責任者（主催事業担当役員）は、各大会開催地及び施設会場に危機管理責任者を配置する。危機管理責任者は、緊急事態発生に備え施設会場（避難場所、避難経路、非常口、救急救命具、消火器等）、緊急連絡・対応体制等を主催大会責任者に確認した上で、関係者に周知する。

- 2 安全上の不備は事前に解消する。
- 3 現地対応体制、緊急対策本部体制は事前に決定しておく。

(緊急時案発生時の対応)

第5条 主催大会中に緊急事案等が発生した場合、事前に準備した次の危機管理フローに基づき迅速かつ適切に対応する。

①事前準備 (対象範囲の確認、危機管理責任者の配置)

↓

②危機発生 (危機管理責任者が発見者からの通報受付、大会本部、主催大会責任者、公的機関との連携)

↓

③初動対応 (危機管理責任者が事実確認、危機レベルの把握)

↓

④内部対応 (危機管理責任者が情報収集し主催大会責任者へ報告・監視、対応方針策定)

↓

⑤外部対応 (ステークホルダー対応、プレスリリース・記者発表)

↓

⑥再発防止 (背景分析、再発防止策の策定)

↓

⑦再発防止策の実践

↓

⑧信頼回復 (危機管理能力、自浄能力の発信)

2 全参加者の安全確保を図るとともに、必要な措置を講じて被害の拡大防止に努める。

3 危機管理責任者は大会本部へ報告し、大会本部は本連盟事務局へ報告し、本連盟事務局は主催大会責任者並びに関係役員へ情報を共有する。なお、生命の危機を伴うような緊急を要する場合は直ちに危機管理責任者から主催大会責任者に一報を入れる。

4 警察・消防等への通報を行い、必要に応じて各専門部署関係者を警察・消防等へ派遣するなど、適切に対応する。

(中止・中断等の判断)

第6条 危機管理責任者は関連情報の入手に努め、大会本部内緊急対策本部を設けて対策会議を開催し続行、中断、中止の判断について協議する。前例がない場合や判断に迷う場合は、本連盟主催大会責任者と協議する。

2 最終判断は原則として主催大会責任者が行うが、緊急を要する場合は危機管理責任者が行い主催大会責任者に速やかに報告する。

(自然災害)

第7条 地震、荒天等の災害についてあらかじめ対応策を大会本部で共有しておき、発生時には専門機関等の情報を収集しながら適切に対応する。

2 地震に際しては、まず施設内にいる関係者全員の安全を確保する。被害が発生した場合は施設、消防へ通報する。負傷者の有無を確認し、負傷者がいる場合は医療機関への搬送等状況に応じて適切に処置する。

3 災害級の荒天が予想される場合、各種メディアを通じて気象情報を随時確認する。気象警報が発令された場合は、行政、施設管理者と協議して中断等の判断、事後の対応について迅速に協議する。なお、気象災害時の避難経路、避難場所については施設と連携して大会前に確認しておく。

(火災)

第8条 火災発生時には周囲に大声で火災発生を知らせるとともに、可能な範囲において初期消火に当たる。状況に応じて非常ベルを鳴らし、大会本部及び施設管理者に知らせるとともに消防へ通報する。

2 発生後のアナウンスと誘導を適切に行い、関係者の安全を確保する。

3 負傷者の有無を確認し、負傷者がいる場合は状況に応じて適切に処置する。医療機関への搬送が必要な場合は、すみやかに消防へ通報して救急車の出動を要請する。

(疾病等)

第9条 主催大会で配布する弁当等については食中毒リスクがあることを注意喚起する。

2 食中毒が疑われる事案が発生した場合は速やかに医療機関を受診させる。

ロ 患者が所属する運営部門はすみやかに大会本部に報告し、大会本部は本連盟に報告する。同時に大会本部は保健所に報告する。

3 新型コロナウイルス・インフルエンザ・ノロウイルス等による感染症が流行している状況においては、手洗い、アルコール消毒を励行し、マスクの着用などで感染を予防する。

ロ 国、地方公共団体等による発令事項がある場合にはこれに従う。また、これらを元に本連盟がアイスホッケー独自の対策を求めることがある。

4 その他重篤な疾病が発生した場合には速やかに応援を要請し、救急車の出動を要請する。

ロ AEDについては、事前に施設管理者に、設置場所、持ち出しの手順を確認しておく。

(不審者、不審物)

第10条 大会本部は、施設会場に不審者が侵入した際の安全確保の対応について、関係者に周知しておく。

- ① 不審者がいる場合は、大会本部で共有し、施設管理者へ通報する。
- ② 危害を加える恐れのある場合は隔離し、施設管理者と連携し警察に通報する。
- ③ 参加者全員を安全な場所へ避難誘導する。
- ④ 負傷者がいる場合は、速やかに消防署への通報と応急手当をする。
- ⑤ 必要に応じて参加者全員への説明を行う。

2 不審物を発見した場合は、「近づかない」、「触れない」を厳守し、施設管理者へ通報する。

(警備)

第 11 条 円滑かつ安全な大会運営のため必要に応じて警備担当を置く。警備担当の任務は以下のとおりである。

- ①会場内での不法行為の防止
- ②大会に対する妨害の排除
- ③不審者・不審物への警戒
- ④関係者エリアへの不正な入場の防止

(持ち込みの禁止)

第 12 条 主催大会では関係者、入場者等に迷惑もしくは危険を及ぼし、またそれらの恐れのものを持ち込みを禁止する。

(禁止行為)

第 13 条 主催大会では会場における秩序の保持と円滑な運営を妨げ、入場者等に迷惑もしくは危険を及ぼし、または及ぼす恐れのある行為をすることを禁止する。

(届出)

第 14 条 所管庁等への届出を必要とするものについては、正確、かつ迅速に届け出る。

2 届出は、会長が指定する者がこれを行う。

(改 廃)

第 15 条 本マニュアルの改廃は理事会にて決定する。

附 則

本マニュアルは令和 5 年 9 月 9 日から施行する